

令和元年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和元年12月19日（木曜日）

○議事日程（第6号）

令和元年12月19日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 72号 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 74号 尾鷲市債権の管理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 75号 尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 76号 尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金返還免除に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 78号 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 79号 尾鷲市立公民館条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 80号 尾鷲市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 81号 尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 82号 尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 83号 尾鷲市学校施設の開放に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 84号 尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 85号 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 1 5 議案第 8 6 号 尾鷲市斎場条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 8 7 号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 8 8 号 尾鷲市林業研修センターの設置及び管理に関する
条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 8 9 号 尾鷲市木工振興作業施設の設置及び管理に関する
条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 9 0 号 尾鷲市漁港管理条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 9 1 号 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置
及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 9 2 号 尾鷲市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 9 3 号 尾鷲市普通河川管理条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 9 4 号 尾鷲総合病院看護師等修学資金返還免除に関する
条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 9 5 号 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の
議決について
- 日程第 2 5 議案第 9 6 号 令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 2 6 議案第 9 7 号 令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 2 7 議案第 9 8 号 令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2
号）の議決について
- 日程第 2 8 議案第 9 9 号 令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2
号）の議決について
- 日程第 2 9 議案第 1 0 1 号 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の
議決について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 0 陳情第 1 号 尾鷲幼稚園における 3 年保育の実施について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 1 議員派遣について

○出席議員（13名）

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	藤 吉 利 彦 君
会計管理者兼会計課長	平 山 始 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	芝 山 有 朋 君
総 務 課 長	下 村 新 吾 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防災危機管理課長代理総合防災係長	大 和 秀 成 君
税 務 課 長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	宇 利 崇 君
福祉保健課長	内 山 洋 輔 君
環 境 課 長	竹 平 専 作 君
商工観光課長	大 和 勝 浩 君
水産農林課長	内 山 真 杉 君
建設課長	高 柳 伸 浩 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	河 合 良 之 君
尾鷲総合病院総務課長	佐 野 憲 司 君
教 育 長	出 口 隆 久 君
教育委員会教育総務課長	山 口 修 史 君

教育委員会生涯学習課長代理課長補佐	畑	名	計	伸	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	大	川		太	君
監 査 委 員	福	本	和	行	君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲		浩	紀	君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高	芝		豊	
事務局次長兼議事・調査係長	北	村	英	之	
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相	賀	智	恵	

〔開議 午前10時01分〕

議長（濱中佳芳子議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第6号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、3番、奥田尚佳議員、4番、楠裕次議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第72号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」から、日程第29、議案第101号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」までの計28議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました28議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔1番（三鬼孝之議員）登壇〕

1番（三鬼孝之議員） 私どもの常任委員会に付託をされました、議案第72号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、議案第73号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、議案第74号「尾鷲市債権の管理に関する条例の制定について」、議案第75号「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について」、議案第76号「尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金返還免除に関する条例の制定について」、議案第78号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第79号「尾鷲市立公民館条例の一部改正について」、議案第80号「尾鷲市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第81号「尾鷲市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議

案第 8 2 号「尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第 8 3 号「尾鷲市学校施設の開放に関する条例の一部改正について」、議案第 8 4 号「尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第 8 5 号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第 8 6 号「尾鷲市斎場条例の一部改正について」、議案第 8 7 号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」、議案第 8 8 号「尾鷲市林業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第 8 9 号「尾鷲市木工振興作業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第 9 0 号「尾鷲市漁港管理条例の一部改正について」、議案第 9 1 号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第 9 2 号「尾鷲市都市公園条例の一部改正について」、議案第 9 3 号「尾鷲市普通河川管理条例の一部改正について」、議案第 9 4 号「尾鷲総合病院看護師等修学資金返還免除に関する条例の一部改正について」、議案第 9 5 号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の議決について」、議案第 9 6 号「令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について」、議案第 9 7 号「令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について」、議案第 9 8 号「令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」、議案第 9 9 号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」、「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について」、以上 2 8 ……。

（「委員長、最後の議案番号、言ってみえないもので」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 議案番号。

（「議案第 1 0 1 号入ってない」と呼ぶ者あり）

1 番（三鬼孝之議員） 済みません。議案第 1 0 1 号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について」、以上 2 8 議案について、委員会における審査経過並びにその結果について御報告いたします。

去る 1 2 月 1 2 日から 1 6 日の計 3 日間にわたり、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第 7 2 号から議案第 7 6 号及び議案第 7 8 号から議案第 9 4 号までの条例関連 2 2 議案のうち、議案第 7 5 号を除く 2 1 議案に

つきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について」につきましては、楠裕次議員から、市の独自の条例として、周辺自治体の先進事例となる可能性があること等から、保証金預託に係る条例の追加等をしようとする修正案が提出されました。

委員会におきましてこの修正案の採決を行った結果、賛成少数により、修正案は否決となりました。

次に、原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員会においては、県内のモデルになる条例の制定ということで、先進地のようにもう少し厳しい規制内容にすべきでないかとの御意見もございましたが、本条例案の内容については評価するなどの意見もございました。

なお、本条例の運用に当たっては、一般の方や事業者の方が見てもわかりやすいような条例の解説、マニュアル等の整備を必ず行っていただきたいとの意見がございました。

次に、議案82号「尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市体育文化会館は建設から52年が経過し、近年、雨漏りなど老朽化が著しく進んでいることから、早期に抜本的な改修を行うか、定期調査の診断結果によっては使用を中止して代替施設を確保するなど、市民が安心して利用できる施設となるその対応策をとる必要があるという指摘がございましたことを申し添えていただきます。

次に、議案第95号から議案第99号及び議案第101号の補正予算関連6議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきと決定いたしましたので、御報告申し上げます。

なお、議案第98号「令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」につきましては、当初予算編成前生じた要因によって給与費や材料費が大きく減額となり、純損益では1億8,757万7,000円の改善が図られる補正予算計上となっておりますけれども、これらの要因については、当初予算編成時にある程度の予測ができたのではないかとの疑問視する意見がございました。人員減により病院職員の負担が大きくなっていることから、今後は、医療従

事者の確保や業務負担軽減と経営改善のバランスを十分踏まえ、病院運営を行っていただきますよう、委員会として強く指摘をさせていただきます。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許可いたします。

最初に、12番、野田拓雄議員。

〔12番（野田拓雄議員）登壇〕

12番（野田拓雄議員） おはようございます。

私は、議案第75号「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について」、反対の立場から討論させていただきます。

今回の議案第75号「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について」は、県外土砂の搬入を禁止すべき条項が盛り込まれていないことから、反対するものであります。

今般、土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定についての条例立案には評価するところではありますが、そもそも尾鷲市条例制定の背景及び目的とは何かであります。

この条例制定の背景及び目的について、現在、本市を含む近隣市町に都市圏から大量の土砂等が搬入され、山間部の谷地の埋め立て等が行われており、市民の皆様からは生活環境に対する不安や心配の声が上がっていると背景及び目的の立案根拠が示されております。

この根拠理由により、土砂等の埋め立て等の行為に対して災害の防止と生活環境の保全を目的とした条例が必要と判断し、条例制定に向けた検討をしてみましたとの策定根拠が示されております。

また、三重県の今回の条例制定の必要性の中に、三重県では港湾を經由して、紀北町、尾鷲地域に都市圏から大量の土砂等が搬入され、山間部の谷地の埋め立てや農地のかさ上げ等が行われており、埋立地の周辺においては崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響について、市域住民に不安が広がっ

ておりますと記載されております。

今回の条例規制の第一の目的は、都市圏からの土砂搬入の規制が最重要課題ではないかと思えます。尾鷲市、三重県が同一の土砂条例制定の背景を認識するのであれば、平成12年4月の地方分権一括法による県と市町村の柔軟な役割分担、すなわち市町村が独自の視点から自主的な施策を講じることを尊重し、県と協力、連携をより高めることになっております。せめて尾鷲市条例制定については、県外土砂の搬入を禁止すべき条項を盛り込むべきではないかと考えます。尾鷲市条例制定の背景目的を十分認識するのであれば、条例立案の本質的な部分に規制をかけるべき対応が必要と考えます。

よって、まずは入口の段階で規制をかける必要があるとの判断から、反対いたしたいと思えます。都市圏からの土砂の搬入については、許可を受けた者が当該許可に係る土砂等埋め立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認し、報告しなければならないとあります。ただし、証明書を確認することによって、その裏づけをとることが理解できますが、大量の土砂等が持ち込まれたときには、その業務量、業務対応が可能なのかどうかという疑問を感じます。その対応が膨大になることが予想されることになれば、困難な状況になるのではないかと考えております。

今回、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について調査検討する中で、その裏づけ根拠といたしましては、土砂条例を制定している先進地、茨城県等を参考に調査してまいりました。

茨城県においては、44市町村がある中で、県外からの持ち込み規制なしは14市町村の31.8%であります。県外からの持ち込み禁止は25市町村の56.8%、4市町村においては隣接県があることから基本的には県外残土持ち込み禁止であります。1市においては、今後、県外からの持ち込み禁止予定であるとのことです。それらをまとめると、条件つき禁止を含め、30の市町村、68.1%が持ち込み禁止であります。

茨城県のある市においては、県外土砂調査には非常に人的、時間的、資金的なパワーが必要となることから、対応には物理的課題があるとの理由を言っております。今後、茨城県北部地域の14市町村においても変化が出てくるかもしれないとの想定予想を述べておられます。

加えて、8月30日から9月30日まで実施されました尾鷲市土砂条例（仮称）中間案に対するパブリックコメントにおいては、7の方が31件の意見を

提出しております。

その中で、県外残土の搬入を禁止すべきとの意見が5件、市外土砂の搬入を禁止すべき、土砂を持ち込むを認める条件ではなく、持ち込み禁止を原則とすべきとの意見が1件出ております。

よって、それらの意見を勘案する中で、議案第75号「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について」に反対するものであります。

議長（濱中佳芳子議員） 次に、3番、奥田尚佳議員。

〔3番（奥田尚佳議員）登壇〕

3番（奥田尚佳議員） 皆さん、おはようございます。

私は、議案第75号「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について」、賛成の立場で、討論に参加させていただきます。

今から20年前の平成11年6月に、尾鷲市環境基本条例が制定されております。ただ、内容的には理念的なものとなっており、今問題となっているよそからの大量の残土の持ち込みについての規制という点では、実効性の乏しいものとなっております。

私は、ことしの3月議会で、よそから大量の土砂等が持ち込まれている点について一般質問をさせていただいております。その際、市長に早期の、いわゆる土砂条例の制定を強く要望させていただきました。ですので、今回の条例案については歓迎すべきことであると強く思っており、多くの市民の方々も早期制定を望んでいると思われま。

内容的にも、県との連携のもと作成されたとの執行部からの説明でありましたが、届け出制ではなく許可制であり、罰則規定もしっかり明記されており、私なりに高く評価したいと考えている次第であります。

先日12月8日、紀北町海山公民館で開催された三重県紀北町・尾鷲市の自然環境と生活環境を守る講演会というものを拝聴しましたが、その中で、残土・産廃問題ネットワーク・ちばの代表である藤原さんという方の話では、今から39年前の1980年、昭和55年ですけれども、千葉県市川市において全国で初めて残土条例が制定されたとのことあります。また、今から30年前の1989年、平成元年には、同じ千葉県の君津市においても、埋め立てられた残土の影響で下流域の地下水や湧き水への汚染が生じたのをきっかけに、いわゆる残土条例がつくられたとのことでした。

この日、ほかに講演を行った元日本環境学会会長の畑明郎先生に、会場で資料

をいただきましたが、紀北町、尾鷲市には建設残土捨て場として、現在少なくとも12カ所あるとのこと。そのうち紀北町が名倉港の残土仮置き場を含め8カ所、尾鷲市が尾鷲港の残土仮置き場を含め4カ所あるとのこと。尾鷲市においては、ほかに県庁舎横、それから三木里谷ノ山、そして南浦祖父小屋とのこと。畑先生の話では、これだけ多くの箇所が集中しているところは全国的にもかなり珍しいことであるということでもあります。

そのような状況の中、尾鷲市において一日も早い、いわゆる残土条例の制定が急がれます。三重県では、昨年7月から伊賀市において、いわゆる残土条例が施行されており、紀北町においても、ことしの3月議会で、いわゆる残土条例が制定されました。

ただ、両方とも届け出制であります。そういう意味では、今回、県もそうですが、申請があっても十分審査した上で土砂等の埋め立て等を認める許可制にするという条例案は、ある意味画期的だと思われまます。

今回新たに、尾鷲市において、いわゆる残土条例案が示されたわけですが、私は考え方が二つあると思われまます。一つは、とにかくこれまでなかったわけなので、作成すればよいという考え方、もう一つは、どうせつくるならよりよいものをつくろうではないかという考え方です。

今回示された条例案は、どちらかという、関東の、先ほど野田議員も言われましたけれども、茨城とか千葉県とか、そういうふうな関東の先進地の条例と比較すると、大変失礼かもしれませんが、前者のつくればよいという考え方により近いような気がします。だから悪いというわけでは決してありません。誤解があるといけません、私は今回の条例案は一定の評価をしております。

ただ、行政常任委員会の中で、楠議員から修正案が示されました。内容的には、示された条例案にプラスアルファするような内容であり、先ほど申し上げた二つの考え方からすれば、後者のどうせつくるならよりよいものをつくろうではないかという考え方により近いのではないかと思われまます。

楠議員の修正案の内容について具体的に申し上げますと、許可を受ける対象面積を、条例案は1,000平方メートルからとしています。楠議員の修正案はより厳しく500平方メートルからにしようではないかというものです。

また、県外からの持ち込みを禁止する条項を加え、さらに工事完了まで保証金、いわゆる供託金のようなものを積んで、工事途中の事故に備えてはどうかというものであります。

ちなみに、このことは、7月に楠議員、楠議員ら4人の議員が、私は加わっていませんけれども、楠議員ら4人の議員が市長に直接早期の条例制定を申し入れた際、市長に示した条例案に盛り込まれている内容であります。

私は、先日の行政常任委員会での採決の際、今回、執行部から示された条例案は評価できるが、楠議員から示された条例案はそれよりもさらに評価できると思います、修正案に賛成いたしました。

しかし、修正案の採決の結果、4人しか、4人ものと言ったらいいかどうか分かりませんが、4人もの賛成がいましたが、賛成少数で残念ながら否決となりました。

その後、次に、原案、すなわち執行部が示された条例案について賛成か反対かの採決が行われ、もともと原案については評価していましたが、反対すればせつかくの条例案がゼロになってしまう、すなわちせつかくの条例案が制定されなかった場合の影響等を考慮し、原案、すなわち執行部が示された条例案に賛成した次第であります。御理解いただきたいと思います。

修正案に賛成なら原案に反対が通常かもしれません。しかし、今回のように画期的な、いわゆる残土条例の制定ということでもあります。また、楠議員から出された修正案は、評価できる原案に対し、さらに内容的にプラスアルファとして評価できる部分があったということでもあります。修正案に賛成だから原案はだめというわけでは決してありません。一日も早い、いわゆる残土条例の制定を希望している市民の1人として、私は原案にも、修正案にも賛成に回りましたが、御理解賜りたいと思います。

これで私の賛成討論を終わります。御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（濱中佳芳子議員） 次に、4番、楠裕次議員。

〔4番（楠裕次議員）登壇〕

4番（楠裕次議員） おはようございます。

ただいま議案となっております、議案第75号「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例について」について、反対の立場から討論させていただきます。

12番、3番議員の方がるる細かいことを言っていただきましたので、私は簡潔に反対の討論をさせていただきます。

初めに、条例案の検討に当たり、県を初め関係機関との協議、調整に努力されたことについては評価したいと思います。

しかし、基本的な部分の県の条例をスライドしたもので、尾鷲市の条例として独自性は見受けられません。誰のための条例なのか、実効性があるのか疑問に思うところです。

私たちは、本年7月8日に、市長に独自の条例案を提言しました。市長からは、参考にして取り組んでいきたいと返答いただきましたが、この返答にある程度は期待したところですが、どこのどのように反映したのか全く見えてこなくて、大変残念に思います。

提案した条例の案のポイントは、埋め立て許可の面積を500平方メートル以上、県外でない土砂の証明、保証金制度の導入と、そのことについて行政常任委員会でも質問しました。

一つ目、許可の対象となる面積を500平方メートル以上としたものとするべきではないかの問いに対して、執行部は難しいとの回答でしたが、市の法律となる条例を策定、または執行すること、業務を推進することについては当然難しいことです。難しいのであれば、何ゆえそれを解決してから策定しないのか。問われてから難しいのでは子供の使いではないんです。

さらに、条例案検討では、この業務に係る人員、経費などを含んで検討する必要がある、安易に難しいという一言であらわせることは、何も考えないで世論の対策だけなのか、執行部の姿勢を疑います。

また、事業面積が3,000平方メートル以上は県の条例によることになりませんが、地方自治の趣旨からして積極的に市が行うべきものを放棄していると言わざるを得ません。

次に、県外の土砂の搬入についての問いについて、経済活動に影響があるとの回答でしたが、どのような考え方で発言しているのか意味不明です。経済活動は、人間社会において金銭や物質の交換ということによって生活を成り立たせていくというたとえられております。この点は、市長はよく御存じだと思います。経済活動は継続して動いていく行為であって、土砂等を堆積して、その後の利活がなければ経済活動とは言えないのです。その辺はどう思われるか、私は市長次第だと思います。ですから、安易な回答は慎むべきだと思います。

県外土砂については、気になるところが、環境省は除染等の措置に伴い生じた土壌及び廃棄物について、中間貯蔵開始後30年以内に除去土壌として再生資源化した除去土壌の安全な利用に係る基本的な考えについて公表しております。いわゆる8,000ベクレル以下の汚染土、これは国際規格であれば100ベクレ

ルで、日本ではこの80倍をよしとしているんですけど、この辺は国際的な分と日本の考え方の違いでしょうけど、この事業を全国の公共事業で利用できる方針を示しております。

市がこの除却土壌を利用するかどうかは一定規模の公共事業によると思います。市としての考え方、議会としての対応、市民の意向などを含めて、県外の土砂の取り扱いについて慎重に検討すべきではないかと思います。

3点目、保証金制度の導入については、市が3,000平方メートル以上も市の業務として行う際の一つとして提案しました。この保証金制度の考え方は、事業中の災害に対して担保し、市民の税金を使わないようにするものですから、当該事業が完了し、検査も完了した場合には当然事業者に戻されるものです。

今議会で、市の条例案は県条例案とほとんど変わらないと感じるとともに、市の地勢、いわゆる土地の高低差や傾斜、地質などの状態に合っているのかも不安があるところです。また、その内容をしっかり読んでいくと、骨抜きで実効性に乏しい魂の抜けた条例ではないかと感じます。

市として、この条例の本質と姿勢を市民に示すことが必要で、将来の子供たちに何を残すのか、真剣に取り組んだのか、備えあれば憂いなしということわざがありますけど、いずれにしても、市民が未来永劫に安全安心して住めるまちになるよう目指した取り組みが必要であります。市長は、担当部局にどのように指示、準備したのか確認したいものです。

このような点を踏まえて、議案第75号「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について」に対して、壇上からの反対討論とします。

最後に、7月8日に市長に提言した条例案について、同床異夢であったことが残念でなりません。

以上。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

5番、上岡雄児議員。

〔5番（上岡雄児議員）登壇〕

5番（上岡雄児議員） 私は、議案第75号「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について」につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。きょうは、お子様連れの方がたくさんおられますので、簡潔に申し述べたいと思います。

この条例は、本市を含む近隣市町に大量の土砂等が搬入されていることを受け、市民の皆様の生活環境に対する不安の声がありました。市民の皆様の不安や心配を払拭し、環境を適切に保全するために災害の防止と環境保全を目的とし、制定を行おうとするものであります。

三重県においても、その必要性から同様の目的の条例が検討されており、本条例は、県の条例と施行日を同じくするものです。三重県の許可の対象にならない面積要件については、市の許可を必要とするものであり、三重県下の市町では、土砂等の埋め立てに対して市長の許可を要する許可制とした初めての条例であります。

条例の運用においては、情報の共有や課題の提供など高度な専門性が求められる事務等においては県に支援をお願いするなど、県との連携強化をより強化し、また、他の関係行政機関とも密に協議、連携を図り、この地域に不適切な土砂の埋め立てがされないよう未然防止に努めるとともに、課題が出た場合には迅速に、適切に対応ができるよう取り組めるものと考えております。

よって、議案第75号「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について」につきまして、賛成するものであります。議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたしまして、討論とさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） ほかにございませんか。

7番、村田議員。

〔7番（村田幸隆議員）登壇〕

7番（村田幸隆議員） 議案第75号「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について」、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

まず、この条例の制定経緯につきましては、近年、尾鷲港を利用して県外から大量の土砂等が搬入をされており、市民の皆様からは、生活環境に対する不安や心配の声が上がっております。

市としては、このような市民の皆様の不安を払拭するために、土砂等の埋め立て等の行為に対する規制として、災害の防止と生活環境の保全を目的とした条例の制定に踏み切ったわけでありまして。

今定例会に提出をされた議案につきましては、県外からの土砂の搬入そのものを一律に規制するのではなく、安全等を考慮した許可条件を定めた許可制とすることにより、災害防止や生活環境に係る基準を設け、安全性が確保できる条例となっております。

その規制内容については、三重県で制定しようとする条例の規制内容との整合性がとられており、土砂の埋め立て等に関する搬入計画、災害防止の措置や生活環境保全の措置を把握し、埋め立て区域外への土砂の崩落や防災の観点から構造上の基準に適合をしている、また、埋め立てに使用される土砂等による土壌の汚染を防止するための土砂基準に適合をしていることと思います。

なお、土砂等の埋め立てを施工しておる間においても、定期的に埋め立て区域外への排水の水質調査結果を報告させるなどして安全性に必要な規制を設け、命令や罰則規則等を定めて実効性を担保することができる条例となっております。

一昨日の委員会での楠議員、野田議員のおっしゃることは理解をいたします。県外土砂の持ち込みが規制されていない面積500平米以上にすることである、あるいは県外土砂の持ち込みが規制されていない、それから保証人、保証金、これをつけなければいけないのではないかというこの御意見については、一定の理解はいたしますけれども、仮に県より厳しい条例制定となれば、あらゆる一切の管理手続費用は市の負担ということになり、財政難の折、大変な重圧であります。

したがって、当節では最善、際限の条例であると判断することから、議案第75号「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について」、賛成をします。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

最初に、日程第2、議案第72号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第73号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第74号「尾鷲市債権の管理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第75号「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長（濱中佳芳子議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第76号「尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金返還免除に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第78号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第8、議案第79号「尾鷲市立公民館条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第9、議案第80号「尾鷲市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第10、議案第81号「尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第11、議案第82号「尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第12、議案第83号「尾鷲市学校施設の開放に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第84号「尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第85号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第86号「尾鷲市斎場条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第87号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 87 号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第 17、議案第 88 号「尾鷲市林業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第 18、議案第 89 号「尾鷲市木工振興作業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 89 号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第 19、議案第 90 号「尾鷲市漁港管理条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 90 号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第 20、議案第 91 号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 91 号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第 21、議案第 92 号「尾鷲市都市公園条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第93号「尾鷲市普通河川管理条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第94号「尾鷲総合病院看護師等修学資金返還免除に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第95号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第96号「令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第97号「令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第98号「令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第99号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第101号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、陳情第1号「尾鷲幼稚園における3年保育の実施について」を議題といたします。

ただいま議題となりました陳情につきましては、所管の行政常任委員会におい

て御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔1番（三鬼孝之議員）登壇〕

1番（三鬼孝之議員） 私ども行政常任委員会へ付託されました陳情第1号「尾鷲幼稚園における3年保育の実施について」、陳情者、尾鷲市立尾鷲幼稚園PTA会長、大川晋右ほか3名につきましては、去る12月16日、委員会において慎重に審査いたしました結果、小川公明委員より、陳情の願意、目的については十分に賛同できるものの、実施方法などが要望事項に沿いがたい場合に、議会の意思を示す趣旨採択の提案がありましたが、採決の結果、賛成少数で否決となり、次に、本陳情を採択することを採決した結果、賛成多数で採択すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、3歳児の保育につきましては、集団としての機能を有する場でさまざまな体験ができるような園児数が確保できること、また、幼稚園の設置基準におきましては同年齢での学年編成というものを求めており、特に3歳児におきましては年齢による発達の差は非常に大きいということから、3歳児の集団としての活動時間を十分確保する必要があると考えられ、望ましい教育効果を幼稚園で上げるには、少なくとも10名程度の園児が確保できるような状況下で実施すべきとの意見もありましたので、申し添えていただきます。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告といたします。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。討論はございませんか。

7番、村田議員。

〔7番（村田幸隆議員）登壇〕

7番（村田幸隆議員） ただいま討論ということでお時間をいただきましたけれども、私どもは、先ほど委員長の報告にもありましたように、小川議員から趣旨採択をしてはどうかという御意見がございました。私もこれに賛同をした1人でござい

ますけれども、御父兄の方に、きょう傍聴に来ておられる御父兄の方、それから尾鷲の全御父兄の方におわかりをいただくために登壇をしたということ、まず皆さんに申し上げておきたいと思います。

この尾鷲市幼稚園の3年保育についての陳情につきましては、教育委員会から事情聴取を行いました。その前には各御父兄からも実情、それから御意見を伺っておりますけれども、最終的に決定するに当たり、教育委員会の教育長から御意見をいただいたわけであります。

教育委員会の説明によりますと、令和2年度の幼稚園申し込み者数は、5歳児で7名、4歳児で7名の計14名であります。令和元年度との比較では30%の減少ということでございました。

また、3歳児で保育園に申し込みをしておる幼児は、現在でありますけれども、全体の97.3%になり、保育園を希望しない幼児の数は2名となっていると報告がございました。

3年保育につきましては、教育委員会のこれまでの説明のとおり、3歳児が10名程度確保でき、3歳児の集団として機能する場で求められる幼稚園教育が実現できるのであれば、当然、3年保育を進めなければならないと私も思っておりますけれども、このような現在の状況では、尾鷲幼稚園で3歳児を受け入れることは難しいと教育委員会からの説明がございました。

また、今後、将来の幼稚園の申し込み状況がこのような減少傾向をたどるとすれば、本市にとってどのような就学前の教育がよいのか検討を早急に行わなければならないという教育長からの説明があったわけであります。

そこで、我々は採択、趣旨採択という道を選んだのであります。当然、この陳情等につきましては、採択か不採択か、あるいは継続審査かということになりますけれども、我々は趣旨採択ということを選んだわけでありますので、申し上げておきたいと思います。

議会として、陳情の要望した内容の趣旨、目的については十分に賛同はできるものの、時期、費用面などが執行部などに対して速やかに処理、実現を求めるには問題があるような場合には、趣旨には賛同するという意味で実務上、趣旨採択、こういうことが考えられるということが全国の議長会でも明記をされております。

そこで、我々は父兄の皆さん方の御事情は十二分に理解をしております。しかし、現在、教育委員会の意見を聞いたり、また、御父兄の御意見を聞いていろいろ考えた結果、やはりこれを採択したとて今すぐに実現できるかどうかというこ

とは、教育委員会は実現ができないとしておりますから、採択をするよりも趣旨採択にしておいて、そして施行後の教育委員会にどんどん要望をしていって、一刻も早くそういうものの実現、それから将来の就学前の教育はどうする形がいいのかということ結論を出してもらうために、急ぐために、我々は趣旨採択をした後に教育委員会にどんどん意見を言って、そして、3年保育もできるような形ができるのであれば、何とかその対策を講じていただきたいということを申し上げるために趣旨採択として委員会で提案をしましたが、残念ながら、これは6対5で否決をされましたので、従来どおりのこの皆さん方の陳情で採否をとることになりました。

結果論として、私は申し上げますけれども、今回の陳情につきましては否決と、これは採択というより否決のほうに回らなければならないと思いますけれども、ただいま申し上げました理由から、全面的に否決という問題じゃなく、皆さん方の十分な御意見は熟知しておりますし、そして現況というものも熟知をした上でこの趣旨採択を申し出たけれども、議会の構成上多数決でこれが否決されたということでもありますように、やむなく反対側に回るということを申し上げ、反対討論といたします。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

3番、奥田議員。

〔3番（奥田尚佳議員）登壇〕

3番（奥田尚佳議員） 特に準備していなかったんですけども、今村田議員のほうから、陳情第1号「尾鷲幼稚園における3年保育の実施について」、反対討論がありましたので、私のほうからは、この陳情第1号につきまして、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

先ほど委員長のほうからも、それから村田議員のほうからも趣旨採択という話がありました。それで、私のほうも、私なりにこの趣旨採択というものについて調べてみたんですけども、普通の採択というものは、願意ですね、願いの意思ですけど、願意が妥当であり、法令上、行財政上実現性があり、議会として賛同することと、これ、全然問題ないかなと思うんですけど。それで、趣旨採択というのが、願意は妥当であるが、実現性の面で確信が持てない場合に不採択することもできないとしてとられる決定方法であるということでもあります。

ですので、私なりにちょっと分析したんですけども、この趣旨採択というのは、例えば大きなプロジェクトの陳情があつて、こういうでかいスタジアムをつ

くってくれとか、そういうことがあった場合に、やっぱり財政面を考えて、その意思はわかるけれども、市民の方の意向はわかるけれども、今すぐ、財政面とかいろんなことを考えた場合に、すぐはできないという意味での趣旨採択じゃないかなという気がする、ちょっと間違いかもしれませんが、私なりにはそういうふうに解釈しました。

ですので、今回の陳情というのは、今、三木幼稚園の閉園という話がありまして、この3月、来年3月閉園なんですけれども、三木幼稚園のほうに今職員の方が今3名いらっしゃるということで、尾鷲幼稚園を3年保育にしても、そのうちの1名の方を回してもらえれば済むということで、財政的にもそれは問題ないと。それと、教室についても、全然問題ないということは聞いておりますので、そういう意味では、私は趣旨採択よりは、私なりにですよ、採択のほうが望ましいのではないかなという気がしてならないんです。

それで、私はちょっと、これ、9月のときにも、これ、継続審査になっているんですけれども、これは平成25年ぐらいですかから要望書が、3年保育のですね、出ております。実際のところ、平成22年から三木幼稚園において3年保育がなされているわけなんですけれども、旧町内におけるこの尾鷲幼稚園については、いまだ2年保育であります。

それで、文部科学省、皆さん御存じだと思いますけれども、保育園は厚生労働省の管轄でありまして、幼稚園は文部科学省の管轄であります。文部科学省は、平成23年の2月に学校教育の対象年齢についてという指針のようなものを出されております。それを見ますと、幼稚園は満3歳以上の子供に対し、教育を体系的かつ組織的に行う学校であるというふうなことを文科省は言われているわけですね。

ですので、そういう意味では、これまでは、私も幼稚園2年通いましたけれども、これまでは2年保育というのが当たり前でしたけれども、この平成23年のときから文科省は、幼稚園において3年保育ですよと、3年保育が通常ですよと、いうことをうたっているわけなんです。それで、これも皆さん御存じだと思いますけれども、保育園というのは児童福祉施設であります、児童福祉施設。幼稚園というのはあくまでも学校であるということで、幼児教育をきちっとやっという思いもあります。

ですので、尾鷲市において、今保育園が外部に委託しております、民生事業協会というところに委託しております。それで、この3年保育が三木幼稚園、3月

になくなるわけなんですけれども、そうすると、尾鷲市から幼稚園の3年保育がなくなってしまうということでもあります。そういう保育園は外部に委託している。

幼稚園についても、文科省は3歳以上だと言っているにもかかわらず、3歳児はやらないということは、ちょっとこれは全国的にもやっぱりこれは劣っていると思いますし、本当にこんな子育て支援ということも考えても、こういうことで本当にいいのかという気がしてなりません。

それで、この前の委員会でも教育長のほうから、今度の3歳児が76人いるということでしたかね。そのうちの74名が今保育園を希望しているということに言われましたけれども、これは12月1日現在の話らしいですけどね。でも、これは選択肢がないからそうになっているんだと思うんですよね。今保育園しか、もうこの4月から、3月に三木幼稚園がなくなるから、4月以降は保育園しか選択肢がないんですよね。ですから76人もなる、それは聞いたら保育園に行くって言いますよ。そこのところを、僕は教育委員会のほうも本当にやる気があるんなら、ちょっとやる気をちょっと僕は、私は感じないんですけど、それは済みません、失礼かもしれませんが、私は教育委員会のちょっと、市長もそうなんですけどね、ちょっと教育とかにもう少し力を入れていただきたいと思うんですが、本気にやる気があるんなら、やる気でやる気があるんだったら、仮にですよ、仮に4月から尾鷲幼稚園が3年保育にしたとしたらどうしますかというようなアンケートをとってもいいんじゃないかと思うんですけども、それも昨日確認したところ、そういうことは一切やっていないということでありました。

ですので、これはもう、先ほど申し上げたように、これ、平成25年から要望書が上がっております。前回、9月議会でも継続審査になっております。ですので、私はこの12月議会で決着というか、やはり採択すべきではないかというふうに思っている次第でございます。

もう一つ、今市長のほうも定住・移住ということを進めているわけですよね。子育て支援も含めて定住・移住ということを進めております。そういうことを考えた場合に、やはりよそから来る方が幼児教育を考えた場合に、保育園しか選択肢がないというのはやはり問題があると思うんですよね。ですので、そういうことも踏まえて、やはり幼稚園の3年保育というのは、僕は、今、少子化対策ということも考えてやるべきではないかというふうに思うわけでございます。

我々は、我々議員というのは、市民の声を執行部に届けるのが仕事でございます。

す。ですので、市民の方々が長い間要望書を上げて、そして今回は陳情という形で、要望書よりも重い陳情書を議会のほうに出されたということですので、この熱い思いをやっぱり執行部に我々議員は伝えるべきであるというふうに思うわけでございます。

これで賛成討論を終わります。ぜひ御賛同いただきたいと思えます。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

6番、三鬼和昭議員。

〔6番（三鬼和昭議員）登壇〕

6番（三鬼和昭議員） 私は、陳情第1号「尾鷲幼稚園における3年保育の実施について」、賛成の立場から討論を行うものでございます。

私は議員になって、平成9年に請願として出てきました尾鷲幼稚園の3年保育、そして、これからのまちづくりというか、少子化対策、あるいは人口減少については子供たちの保育と教育が一番大事であろうということから、そのときに同時に出されました児童館の設置についても請願者と請願の紹介議員として、その請願に対して賛成とかとの立場でおりました。

今回、陳情を、第3回定例会においてこの陳情となりましたわけですが、その間、陳情者より説明を聞くという機会が常任委員会に持たれまして、その折にも皆さんの説明を聞いたわけでございますが、その聞いた中におりましても、私自体は平成16年、尾鷲市が合併できなかった段階で、人口減少とともに、まちづくりはやはり人づくりであり、子育てであり、教育であるというのが私の議員生命の中に根幹としてございますことから、今回、陳情者の趣旨、特に、まず1点目として、財政的な面で危惧される議員、これは議員においては尾鷲市の財政を心配するのは当然のことですが、この辺におきましては、先ほども奥田議員が言われておりましたように、三木幼稚園がやってきたということがありますので、保母さんの数であるとか、その費用というのはそのまま次年度に継続していても、その費用でやれるのではないかというのが1点。

もう一点は、10人でなければということがございましたけど、これは教育長からも言葉が参考人として来ていただいた折にはございましたけど、それであれば、三木幼稚園の3歳保育をやったのはどういうことなのか。10人いたということは、3歳児が10人いたということはない中で、地域の活性とか、地域の子育てを支援するという意味では成功した先進事例ではないかなと、私は全国に向けてそう思っておる立場がございますので、むしろ10人に満たなかつても、年

の大きい人とのそういう交流することによって、子供たちが幅広く情緒も含めて、それから、小さい人は上の人を頼る、上の子は下の子をまた引っ張るとか、そういうこともできていく、むしろよい機会ではないかなと私は受けとめております。

また、もう一点は、無償化になるということで、保育園を尾鷲市、本市においては共働きされておる方が多いので、そういった意味では、保育園を利用するという方もますますふえるのではないかなということも、これは思いとしてあります。私個人も共働きをしておったので、保育園のありがたさは十分知っておりますが、ただ、陳情者の中に、説明がございましたように、定住・移住においても選択肢としてやっぱり幼稚園、子供が小さい折は保育園ではなく、一緒になって子育てをしたい、幼稚園に行かせながら午後は一緒に生活をしたりといった、そういった形の子育てをしたいという方も、これは当然ございましたので、いかにいっても少数といえ、本市においては人口減少であるとか少子化が進んでおりますので、できるだけ選択肢を残してあげるのが我々の議会としての、議会人としての私は務めではないかなという判断から、今回賛成といたしました。議員の皆さんの御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、討論といたします。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採否の決定を行います。

日程第30、陳情第1号「尾鷲幼稚園における3年保育の実施について」の採否の決定を行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（濱中佳芳子議員） 結構です。起立多数。

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり採択することに決しました。

次に、日程第31、「議員派遣について」を議題といたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び尾鷲市議会会議規則第166条の規定により、議員を派遣したいと存じます。

お諮りいたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容等につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合、また、本日より次期定例会までに生じる議員派遣につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、3日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会には、議案第72号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を初めとする議案30件を提出させていただき、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中におきましていただきましたさまざまな御指摘、あるいは御意見につきましては、今後十分留意の上市政運営に努めてまいります。

結びに、ことしもあとわずか、大変気ぜわしい毎日が続くことと思いますが、議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意いただき、よいお年をお迎えいただきますよう祈念申し上げまして、簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（濱中佳芳子議員） 去る12月3日開会以来、長い間まことに御苦労さまでございました。

これをもって、令和元年第4回定例……。

（「副市長の挨拶、ないの。えらい（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 失礼いたしました。執行部のほうから聞いておりませんでしたので、私のほうから伺わせていただきます。

副市長、この際ですので、御挨拶ございましたら。ありますか。

副市長。

副市長（藤吉利彦君） こういう発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。
す。

（「上で」と呼ぶ者あり）

副市長（藤吉利彦君） 上でよろしいですか。

議長（濱中佳芳子議員） 壇上で。

副市長（藤吉利彦君） 済みません。

〔副市長（藤吉利彦君）登壇〕

副市長（藤吉利彦君） 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私事でございますけれども、12月31日をもって副市長を退任させていただきます。大変お世話になりました。これまでの間、議員の皆様、そして多くの市民の皆様から温かい励ましの言葉であるとか、さまざまな御指導賜りましたことを本当にありがたく思っております。

退任後は一県民として、また尾鷲市の発展のためにまたいろんな面で御協力させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。（拍手）

議長（濱中佳芳子議員） 気づきがなく、申しわけございませんでした。失礼いたしました。

去る12月3日開会以来、長い間まことに御苦労さまでございました。

これをもって、令和元年第4回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時23分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 奥 田 尚 佳

署 名 議 員 楠 裕 次